





海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区 海岸名	指 定 区 域
三陸南沿 岸	蔵内漁港 海岸	蔵内地区 海岸	平成二十八年八月二日宮城県告示第六百四十九号により海 岸保全区域として指定した気仙沼市本吉町蔵内地区の蔵内漁 港海岸保全区域のうち蔵内漁港区域に接する区域	

○宮城県告示第六百五十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である気仙沼市長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十八年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区 海岸名	指 定 区 域
三陸南沿 岸	蔵内漁港 海岸	草木沢地 区海岸	平成二十八年八月二日宮城県告示第六百五十号により海岸 保全区域として指定した気仙沼市本吉町草木沢地区の蔵内漁 港海岸保全区域のうち蔵内漁港区域に接する区域	

○宮城県告示第六百五十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である気仙沼市長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十八年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区 海岸名	指 定 区 域
三陸南沿 岸	津本漁港 海岸	津本地区 海岸	平成二十八年八月二日宮城県告示第六百五十一号により海 岸保全区域として指定した気仙沼市唐桑町津本地区の津本漁 港海岸保全区域のうち津本漁港区域に接する区域	

○宮城県告示第六百五十七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である気仙沼市長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十八年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区 海岸名	指 定 区 域
三陸南沿 岸	石浜（唐 桑）漁港 海岸	石浜（唐 桑）地区 海岸	平成二十八年八月二日宮城県告示第六百五十二号により海 岸保全区域として指定した気仙沼市唐桑町石浜地区の石浜 （唐桑）漁港海岸保全区域のうち石浜（唐桑）漁港区域に接 する区域	

○宮城県告示第六百五十八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である南三陸町長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十八年八月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区 海岸名	指 定 区 域
三陸南沿 岸	長清水漁 港海岸	長清水地 区海岸	平成二十八年八月二日宮城県告示第六百五十三号により海 岸保全区域として指定した本吉郡南三陸町長清水地区の長清 水漁港海岸保全区域のうち長清水漁港区域に接する区域	

○宮城県告示第六百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、白石市土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十八年八月二日

宮城県大河原地方振興事務所  
所長 峯 浦 康 宏

一 就任した者	就任年月日	氏 名	住 所	役職名
	平成二十八年七月一日	佐々木 正 幸	白石市福岡長袋字河原沢三番地	理事

二 退任した者

平成二十八年七月一日	阿部 忠	白石市大平森合字清水田五十一番地	理事
平成二十八年七月一日	安藤 佳生	白石市越河五賀字八幡六十六番地一	理事
平成二十八年七月一日	山崎 廣	白石市斎川字町尻南三番地	理事
平成二十八年七月一日	志村 文夫	白石市福岡深谷地蔵堂百十番地	理事
平成二十八年七月一日	山下 正彦	白石市福岡八宮字上ノ山九番地二	理事
平成二十八年七月一日	佐竹 勝	白石市福岡蔵本字中原四番地五	理事
平成二十八年七月一日	佐藤 憲治	白石市大平森合字森合沖百四番地三	理事
平成二十八年七月一日	遠藤 友三郎	白石市大鷹沢三沢字落合九十番地	理事
平成二十八年七月一日	八島 孝夫	白石市越河字箒沢四十九番地	理事
平成二十八年七月一日	半田 仁	白石市郡山字弥陀内四番地	理事
平成二十八年七月一日	吉野 征四郎	白石市字堂場前百四十三番地	理事
平成二十八年七月一日	菅野 浩一	白石市福岡深谷字鳥越十四番地	監事
平成二十八年七月一日	村上 仁志	白石市大平中目字桂坂八番地一	監事
平成二十八年七月一日	佐藤 一郎	白石市越河平字中妻二十五番地一	監事
平成二十八年六月三十日	佐々木 正幸	白石市福岡長袋字河原沢三番地	理事
平成二十八年六月三十日	阿部 忠	二 白石市大平森合字清水田五十一番地	理事
平成二十八年六月三十日	安藤 佳生	白石市越河五賀字八幡六十六番地一	理事
平成二十八年六月三十日	山崎 廣	白石市斎川字町尻南三番地	理事

教育委員会

平成二十八年六月三十日	須藤 未治	白石市越河平字麦田二十五番地	理事
平成二十八年六月三十日	志村 文夫	白石市福岡深谷地蔵堂百十番地	理事
平成二十八年六月三十日	山下 正彦	白石市福岡八宮字上ノ山九番地二	理事
平成二十八年六月三十日	佐竹 勝	白石市福岡蔵本字中原四番地五	理事
平成二十八年六月三十日	佐藤 憲治	白石市大平森合字森合沖百四番地三	理事
平成二十八年六月三十日	遠藤 友三郎	白石市大鷹沢三沢字落合九十番地	理事
平成二十八年六月三十日	半田 仁	白石市郡山字弥陀内四番地	理事
平成二十八年六月三十日	吉野 征四郎	白石市字堂場前百四十三番地	理事
平成二十八年六月三十日	菅野 浩一	白石市福岡深谷字鳥越十四番地	監事
平成二十八年六月三十日	八島 孝夫	白石市越河字箒沢四十九番地	監事
平成二十八年六月三十日	村上 仁志	白石市大平中目字桂坂八番地一	監事

○宮城県教育委員会告示第十四号  
 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十八年八月二日

宮城県教育委員会

教育長 高橋 仁

- 一 日時 平成二十八年八月十日 午後一時三十分
- 二 場所 教育委員会会議室
- 三 事件

第一号議案 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について

第二号議案 平成二十八年度政策評価・施策評価について

第三号議案 宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について

第四号議案 宮城県教育振興審議会委員の人事について

第五号議案 職員の仕事について

第六号議案 平成二十九年使用宮城県立中学校教科用図書採択について

第七号議案 宮城県総合運動場指定管理者選定委員会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二二―三六一一）